### 地域の社会的な援護を必要とする方への支援 [高年]

# 地域包括支援センターが中心となった関係機関と 協働しての高齢者虐待対応

地域包括支援センターは、高齢者虐待防止法にて高齢者虐待の対応機関と定義された。しかし、地域包括支援センター単独での支援には限界がある。地域に存在するさまざまな機関と連携することで、難しいケースにも対応し、地域の高齢者の人権を守る取り組みを進めている。

愛知県

社会福祉法人サンライフ

〒483-8363 愛知県江南市五十間 4 TEL: 0587-58-7826 FAX: 0587-57-4365

### ◇法人設立年

昭和62年

#### ◇法人実施事業

- ①経営施設(事業)数:38事業
- ②経営施設・事業の種類:

特別養護老人ホーム…6、介護老人保健施設…1、ケアハウス…2、訪問介護…1、訪問リハビリテーション…1、通所介護…5、通所リハビリテーション…1、短期入所生活介護…5、短期入所療養介護…1、認知症対応型共同生活介護…4、居宅介護支援事業…3、養護老人ホーム…1、生活支援通所事業…1、生活支援短期宿泊事業…1、地域包括支援センター…2、高齢者向け有料賃貸住宅…1、介護付有料老人ホーム…1

#### ◇法人の理念・経営方針

#### <理念>

- 1. 利用者様がもてる力を発揮して、自信と幸福を感じられる生活を支援します。
- 2. 利用者様の自己決定を尊重し、一人一人のライフスタイルを支援します。
- 3. 職員が働く場に喜びと誇りをもち、自ら改革する力を持てるよう育成します。
- 4. 法律、その他基準に従って、常に組織・運営 を見直します。
- 5. 地域とともに少子高齢社会を考え、安心な街づくりに貢献します。
- 6. 地域社会の変化と改革の先駆者となります。

#### ◇取り組みを実施している施設の概要

【施設名】江南北部地域包括支援センター 【施設種別及び利用定員】

地域包括支援センター

### ◇活動内容

- ○活動開始年 平成20年3月
- ○活動の対象者地域の高齢者

# ◇活動実施の背景、実施にいたった理由

高齢者虐待防止法にて、高齢者虐待の対応機関が地域包括 支援センターと定義されて久しい。しかし、高齢者虐待はさ まざまな問題を含み、地域包括支援センター単独での支援に は限界がある。そこで、地域に存在するさまざまな機関と連 携することで、高齢者虐待の問題に対応していく必要性を感 じた。行政関係者、司法関係者(弁護士等)、そして地域の 関係諸機関や住民と連携・協働することで、高齢者の人権を 守ることを試みている。

### ◇実施内容

実際に複数の機関との連携により対応した事例を紹介する。

Aさん(女性、80歳)は夫(82歳)とその長女(55歳、独身)の3人暮らしで、道路をはさんだ向かいには次男一家(次男、その妻、妻の実母、子ども2人)が住んでいた。Aさん夫婦は、次男一家からの著しい身体的虐待、経済的虐待を受けていた。この事実は、近所の方・親戚・預金先の金融機関の職員は、薄々は気付いており心配していた。そして、Aさんが特定高齢候補者となり、地域包括支援センターの職員が訪問したところ、虐待の事実を発見した。地域包括支援センター単独では解決できないと判断し、市役所、市の担当弁護士と協働で対応した。

検討した結果の対応策は、①Aさん夫婦に成年後見制度で補助人を選定、②次男に対して「接近禁止の仮処分」を適用、③手続きに要する期間のAさん一家の安全確保、であった。弁護士はAさん夫婦の補助人候補者となり、家庭裁判所へ次男一家に対しての接近禁止処分を要求した。市役所は、Aさん夫婦の避難場所(養護老人ホームの一時保護)を確保した。地域包括支援センターは、虐待の証拠集めにかかわる各種手続きを行った。

### ◇活動効果 (利用者や職員、地域などの反応、影響)

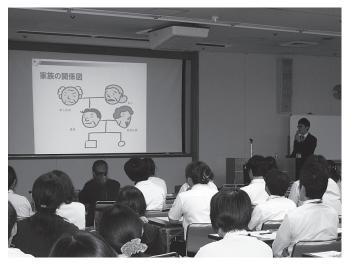
以上の行動を関係者一同、「Aさん夫婦を救いたい」その一心で協力し、動いた。そして、裁判にて和解が成立した。Aさん一家は自宅に戻り、虐待に怯えることなく生活できるようになり、現在に至っている。

これは1つの例であり、地域包括支援センターが中心となり、さまざまな機関と連携することで、地域の高齢者の人権を守るべく活動している。ネットワークを組むことで、皆で考え、解決に向けて動いていくことは、地域包括支援センターに相談に来る利用者、地域住民、関係機関の職員と多方面に良い効果を及ぼしているのではないだろうか。地域包括支援センター単独の力ではできないことが、多方面の機関と連携することでできるようになるということも、地域にとっては有意義であると考える。

現在は、この事例の当事者であるAさん夫婦の 許可をいただき、この事例をもとに、ケアマネ ジャー、介護サービス事業所、民生委員・児童委 員、人権擁護委員等を対象とした高齢者虐待の勉 強会を行っている。

## ◇今後の展開

今回紹介した事例は、氷山の一角に過ぎない。 地域には高齢者虐待を受けているにもかかわら ず、通報されていないケースがたくさんあるはず である。地域包括支援センターが中心となり、多 方面の機関との連携を深め、今後も高齢者の人権 を守る活動を続けていきたい。





# ◇主な経費や財源及び人員等

・取り組みにかかわった職員数 2名 (職種:社会福祉士、保健師 ※地域包括支援センター 職員)